

〇〇会介護予防・日常生活支援総合事業における  
通所型サービス B（住民主体等）運営規程

（事業の目的）

第1条 〇〇町〇〇会が設置する〇〇会において実施する佐野市介護予防・日常生活支援総合事業における通所型サービス B（住民主体等）（以下、「通所型サービス」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、要支援状態等の利用者に対し、適切な通所型サービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、心身機能の回復を図り、もって生活機能の維持又は向上をめざすものとする。

（事業の運営）

第3条 通所型サービスの提供に当たっては、町会ボランティアによってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

（事業所の名称等）

第4条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名 称 〇〇会
- （2）所在地 佐野市〇〇町 番地

（運営組織）

第5条 〇〇会における運営組織は次のとおりとする。

- （1）管理者 1名  
管理者は、ボランティア及び運営の把握その他事業の管理を一元的に行うとともに、通所型サービスの実施に関し、ボランティアに対し遵守すべき事項についての説明・指導を行う。
- （2）ボランティア  
ボランティアは、通所型サービスの運営に当たる。

（活動日及び活動時間）

第6条 〇〇会の活動日及び活動時間は、次のとおりとする。

- （1）活動日 曜日とする。ただし、8月1日から8月31日までを除く。

(2) 活動時間 午前 時 分から午後 時 分までとする。

(通所型サービスの内容)

第7条 通所型サービスの内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

- (1) 体操
- (2) レクリエーション
- (3) 生活相談
- (4) 健康チェック
- (5) 講習会

(利用料等)

第8条 通所型サービスを提供した場合の利用料の額は、無料とする。

- 2 食事の提供に要する費用については、都度実費を徴収する。
- 3 その他、通所型サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用については実費を徴収する。

(事業の実施地域)

第9条 事業を対象とする地域は、佐野市〇〇町とする。

(緊急時等における対応方法)

- 第10条 通所型サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 事故が発生した場合は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。

(苦情処理)

第11条 〇〇会は、提供した通所型サービスに関し、市からの質問若しくは照会に応じ、及び市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報保護)

第12条 〇〇会は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年〇月〇日から施行する。